

「準会員制度」のご案内

当組合では、電気工事業者の皆様に向けて「準会員制度」を設けています。

この制度を使って、組合に「お試し入会」していただき、組合に入会する意義を体験していただけたら幸いです。

1. 入会資格

組合に関心がある千葉県内の電気工事業者（中小企業者・個人事業者）であれば、準会員に入会可能です。（電気工事登録は申請中であれば可）

2. お申し込み方法

① 当組合ホームページからの申込

<https://chidenko.jp/about-us/union-participate-information>（組合加入案内）

<https://chidenko.jp/application-form>（入会お問い合わせ）

② 支部での申込

3. 入会期間

準会員の期間は、会費を受領した日から1年間といたします。

1年を過ぎると準会員資格はなくなります。延長や再入会はできません。

4. 所属

準会員に入会すると、いずれかの支部に所属していただきます。基本的に、工事店の所在地を管轄している支部となります。

支部では、担当組合員を決めて、組合についてご案内いたします。

5. 会費

会費を1万円いただきます（消費税課税対象外）。1年間有効です。ただし途中退会しても返金はありません。

会費は支部でお支払いください。

6. 組合員（正会員）への移行

準会員から組合員への移行をご希望の場合は、通常の組合加入手続きをお願いいたします。

準会員の会費としていただいた1万円は、組合加入時にお支払いいただく加入手数料に充当いたします。（加入手数料2万円を1万円とします）

そのほか、出資金5万円、支部入会金3万円、その他が必要となります。詳しくは支部へお問い合わせください。

7. 準会員がご利用できる組合事業

No.	項目	組 合 員	準 会 員
1	議決権・選挙権	○	×
2	組合の役職(総代、本部役員、支部役員)	○	×
3	支部総会	○	見学可
4	支部定例会	○	○
5	青年部への参加	○	○
6	女性部への参加	○	○
7	親睦行事の参加	○	○
8	政治連盟の加入	○	×
9	物品販売の利用(会員価格)	○	○
10	共同購買の利用	○	×
11	引込線工事・計器SB工事の実施	○	×
12	調査業務、点検業務の実施	○	×
13	住宅電気工事センターの作業員登録	○	×
14	東電ホームサポートの作業員登録	○	×
15	東電Web申込代行の利用(電気工事業登録済の場合)	○	○
16	組合傷病共済事業の加入	○	×
17	全日 弔慰金・見舞金制度の加入	○	×
18	全日 グループ共済制度の利用	○	×
19	全日 第三者損害賠償制度の利用	○	×
20	全日 組立保険制度の利用	○	×
21	全日 業務災害補償制度の利用	○	×
22	全日 生活総合補償制度の利用	○	×
23	全日 DEN-UPの利用	○	×
24	全日 EV工事プロ案内制度の登録	○	×
25	全日 オートリース制度・レンタカー制度の利用	○	×
26	各種保険・共済の団体扱い(全日以外)	○	×
27	(公社)全関東電気工事協会の加入	○	×
28	電気工事業全国大会の参加	○	×
29	電気工事技能競技全国大会の参加	○	見学可
30	全関 技術競技大会の参加	○	×
31	教育センター 各種講習会の受講(会員価格)	○	○
32	教育センター 各種特別教育の受講(会員価格)	○	○
33	情報提供(メールにて)	○	○
34	電気工事業登録・更新の補助	○	○
35	廃電線リサイクルの参加	○	○
36	電気安全運動の参加	○	○
37	後継者育成事業の参加	○	見学可

以上

準会員 入会申込書

申込年月日		年 月 日	
工事店	会社名（屋号）		
	郵便番号		
	住所		
	業法登録番号		
	所属したい支部	☐ 市川支部	☐ 茂原支部
		☐ 船橋支部	☐ 東金支部
☐ 習志野支部		☐ 銚子支部	
☐ 千葉支部		☐ 佐原支部	
☐ 市原支部		☐ 成田支部	
☐ 木更津支部		☐ 野田支部	
☐ 館山支部		☐ 柏支部	
☐ 大原支部		☐ 松戸支部	
代表者	氏名		
	保有資格	☐ 第一種電気工事士 ☐ 第二種電気工事士 ☐ その他【 】 ☐ なし	
		電話番号（携帯）	
		メールアドレス	
		連絡先 （代表者以外 の場合）	氏名
電話番号（携帯）			
メールアドレス			